

新型コロナウイルス感染症 サンタカタリーナ州における制限措置（夜間外出規制等）

2020年12月5日

〈ポイント〉

12月4日、サンタカタリーナ州政府は夜間の外出規制及びマスクの着用を義務付ける政令を発出しました。

〈本文〉

●12月4日、サンタカタリーナ州政府は州内の感染拡大にかんがみて、追加の制限措置定めた政令を発出しました。同制限措置の内容は以下のとおりです（12月5日23時から15日間適用）。

- 1 不要不急とされている業種の営業可能時間を24時まで、顧客の新規入店は23時までとする。
- 2 午前0時から午前5時までの間の外出を規制する。
- 3 公共交通機関については、70%までの乗車率とする。

●また、本件政令にて、サンタカタリーナ州政府による災害事態宣言の発出期間中における自宅以外でのスペースでのマスク着用が、義務づけられました。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のサンタカタリーナ州政府のウェブサイトからご確認ください。

※本件政令についての詳細情報

<https://www.sc.gov.br/noticias/temas/coronavirus/coronavirus-em-sc-novo-decreto-reforca-medidas-sanitarias-para-conter-avanco-da-doenca>

※サンタカタリーナ州政府 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<http://www.coronavirus.sc.gov.br/>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp